

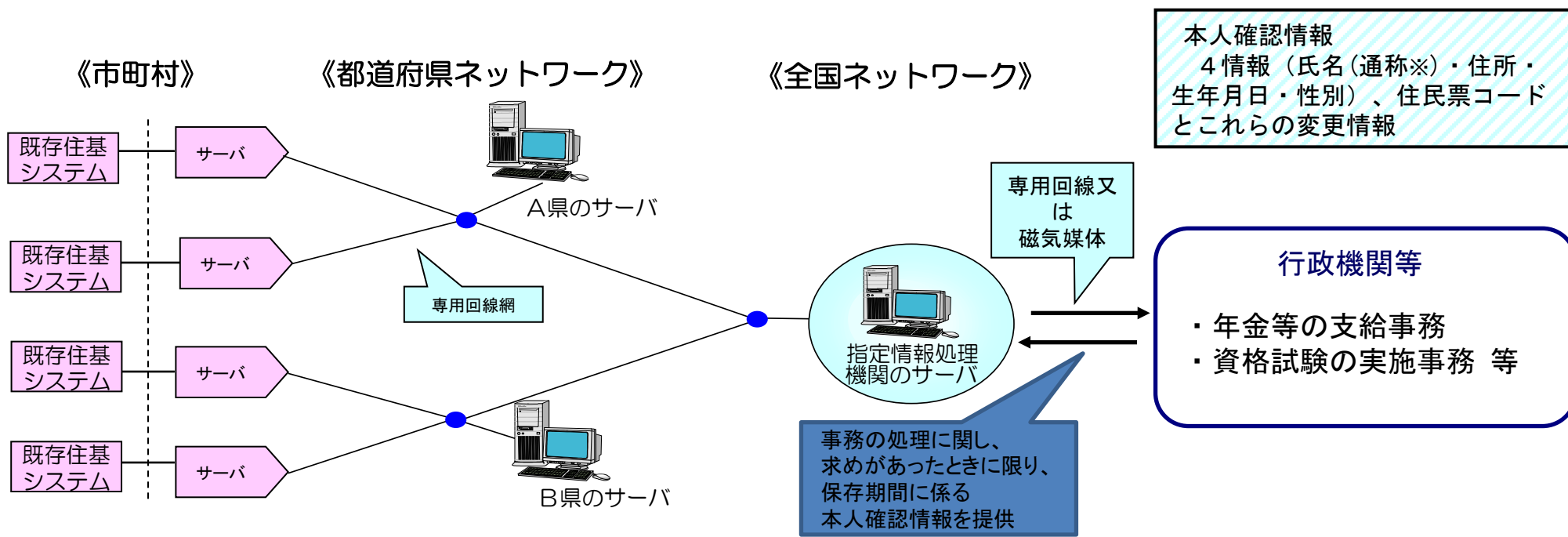
住民基本台帳ネットワークシステムと 社会保障・税番号制度について

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築

- 市町村は都道府県に、都道府県は指定情報処理機関に本人確認情報を送信
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

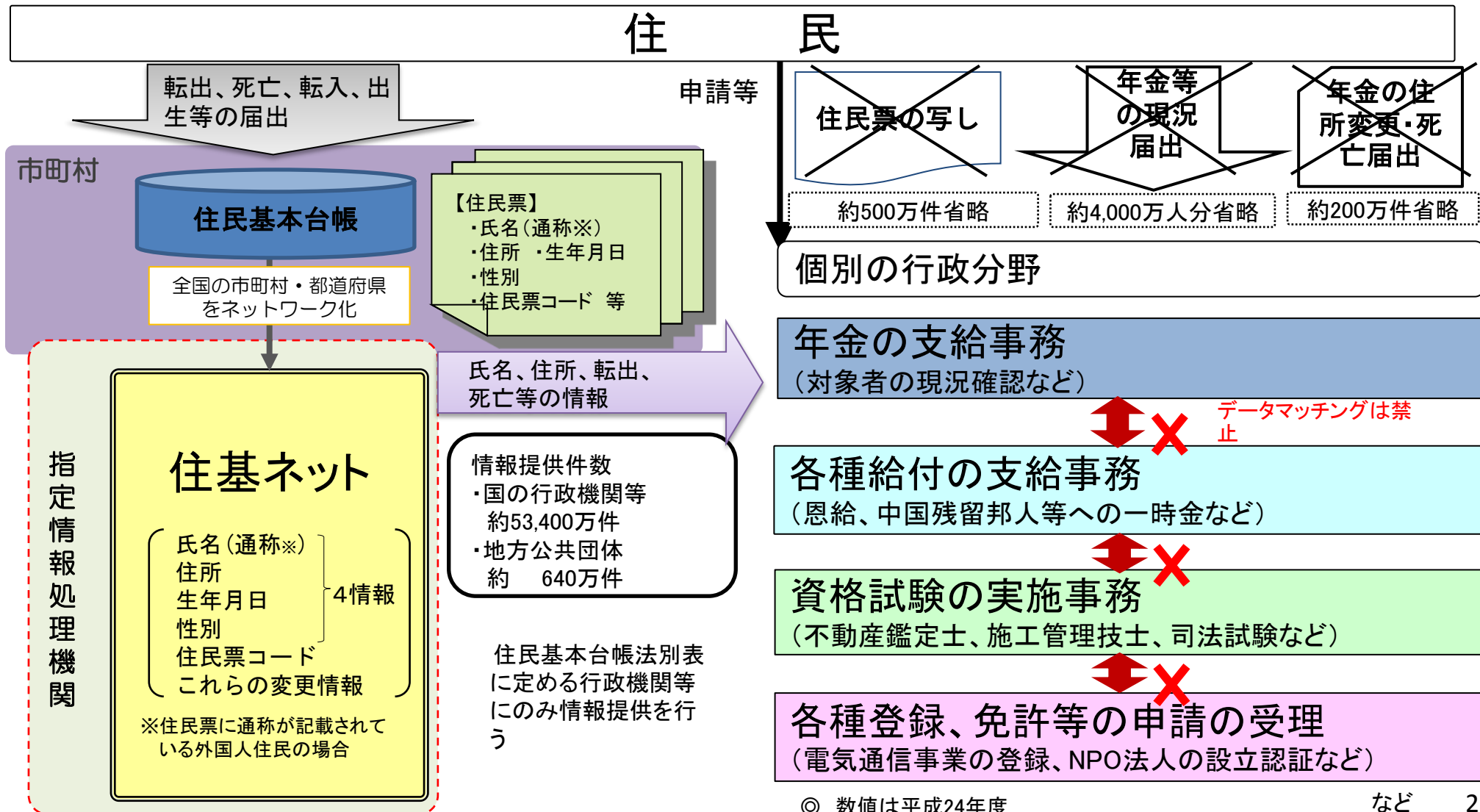
➡ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



・ 既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、指定情報処理機関のサーバ及び行政機関のサーバー間での通信はFW（ファイアーウォール）によって制御されている。
※住民票に通称が記載されている外国人住民にあっては、通称も本人確認情報に含まれる

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

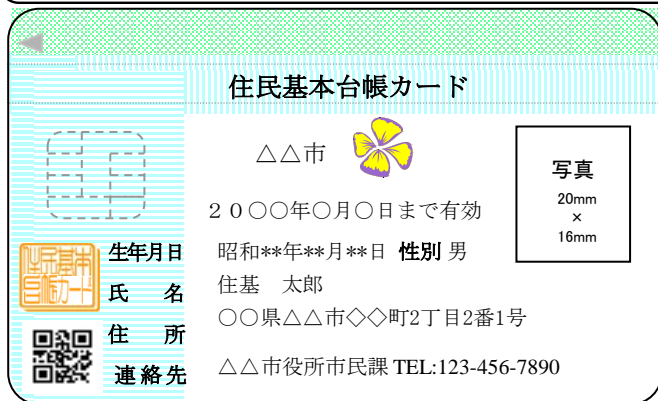
- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働（住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供）
- 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働（住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）
- 平成20年3月 住民票コードの削除請求に係る最高裁判決（行政側の全面勝訴）
- 平成23年5月 住基ネット訴訟終結（札幌訴訟勝訴最高裁確定）



住民基本台帳カード

◎住民基本台帳カード(住基カード)は住民基本台帳に基づき各市区町村において交付

希望者に住民基本台帳カード(ICカード)を交付



氏名、生年月日、性別、住所を券面に印刷

住民票

氏名	住基太郎	生年月日	昭和**年**月**日
性別	男	住民票コード	23456789012
住所	○○1丁目△番□号	届出年月日	昭和※※年※月※日
住民となった年月日	昭和※※年※月※日		
世帯主	住基一郎	続柄	子
本籍	東京都■区○○1丁目△番□号	筆頭者	住基一郎
前住所	東京都■区○○1丁目△番□号		

①本人確認書類としての機能

(1) 日常生活での本人確認に使える。

⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。
(金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認)

(2) 市町村における本人確認に使える。

⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。
全国どこでも住民票の写しが交付できる。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。

②インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。

⇒電子申請に使われる電子証明書(公的個人認証サービス)の格納媒体になる。
(例) e-Taxでの確定申告

③市町村内でワンカード化。

⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

住民票は住民に関する事務処理の基礎となっている

- ・住民の居住関係の公証(閲覧や写しの交付)
- ・選挙人名簿の登録
- ・国民健康保険・介護保険・国民年金の被保険者の資格や児童手当の受給資格の確認
- ・学齢簿の作成
- ・生活保護及び予防接種に関する事務

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

- ◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み
- ◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。
 - ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
 - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

個人番号・法人番号の付番

個人に付する「個人番号」

付番

- 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。（第7条第1項）
※対象者は、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。
※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。

変更

- 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。（第7条第2項）

番号生成機関

- 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求める。（第8条第1項）
- 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。（第8条第2項）

法人等に付する「法人番号」

付番

- 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。（第58条第1項） ※所管は国税庁
- 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。（第60条）
- 法人番号の付番対象（第58条第1項、第2項）
 - 国の機関及び地方公共団体
 - 登記所の登記簿に記録された法人等
 - 法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人
 - 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人

変更・通知、検索及び閲覧

- 法人番号は変更不可
- 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知
- 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用
※法人等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、会社法人等番号）の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

番号法における個人番号の利用範囲

別表第一(第9条関係)

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

社会保障分野

年金分野

労働分野

福祉・医療・その他分野

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

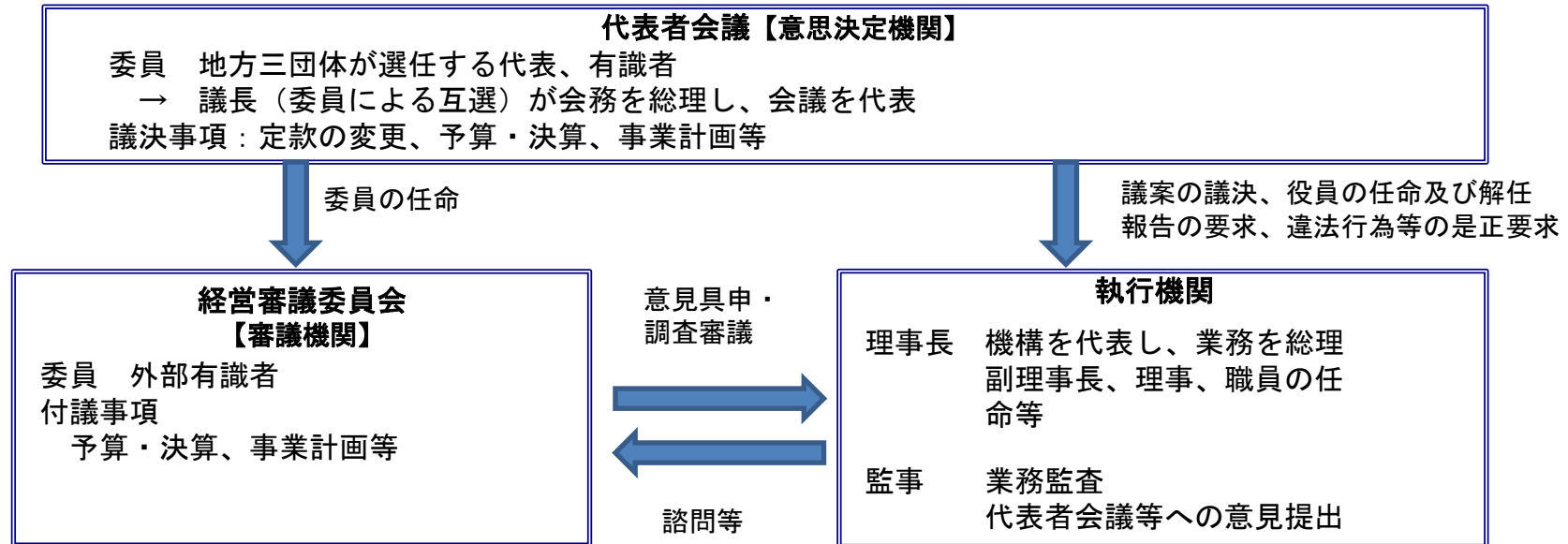
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

地方公共団体情報システム機構法について

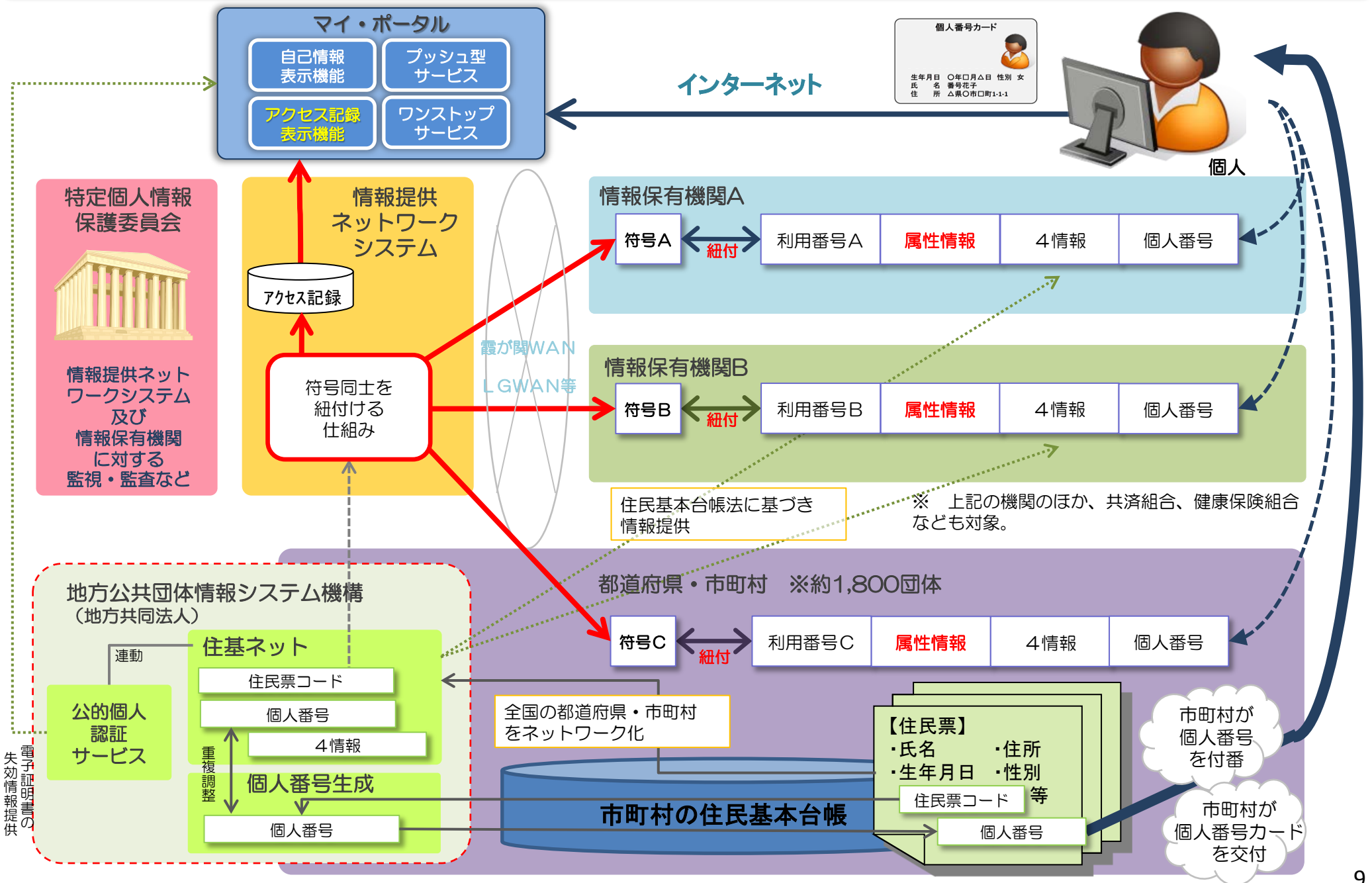
- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。

組織

地方の代表や有識者が参画する意思決定機関等のガバナンスのもとで、意思決定の透明性を高め、効率的な運営を確保



社会保障・税番号制度のイメージ



政府は、法律施行後1年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置する。（附則第6条第5項）



マイ・ポータル (イメージ)

情報提供記録表示

自分の特定個人情報について、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能（附則第6条第5項）

自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能（附則第6条第6項第1号）

プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（附則第6条第6項第2号）

ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ませる機能（附則第6条第6項第3号）

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報が漏えいするのではないかと？個人情報が悪用されるのではないかと？

個人番号によって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないかと？

国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないかと？

番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報社会への対応

諸外国の問題点を踏まえた制度

広報による番号制度の正しい理解

最高裁合憲判決を踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（番号法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（番号法第16条）
- 番号法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（番号法第26条、第27条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（番号法第54条）
- 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認（番号法附則第6条第5項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（番号法第2条第14項）
- アクセス制御により、番号法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（番号法第24条）

等

住民基本台帳ネットワークシステム
最高裁合憲判決の趣旨
(最判平成20年3月6日)

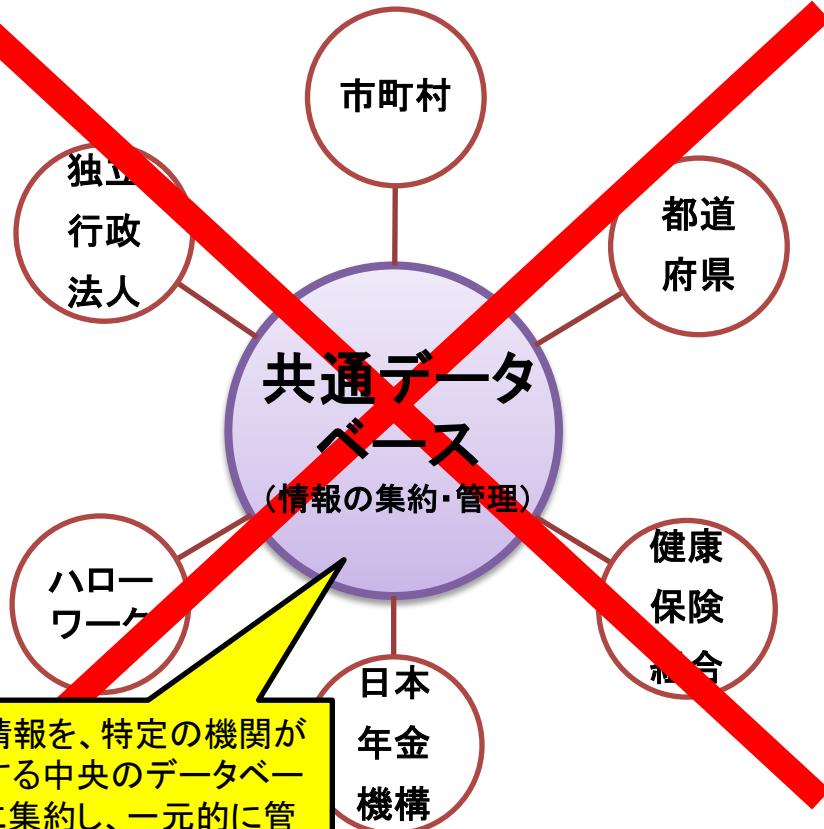
- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

個人情報管理の方法について

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるもの**ではない**。

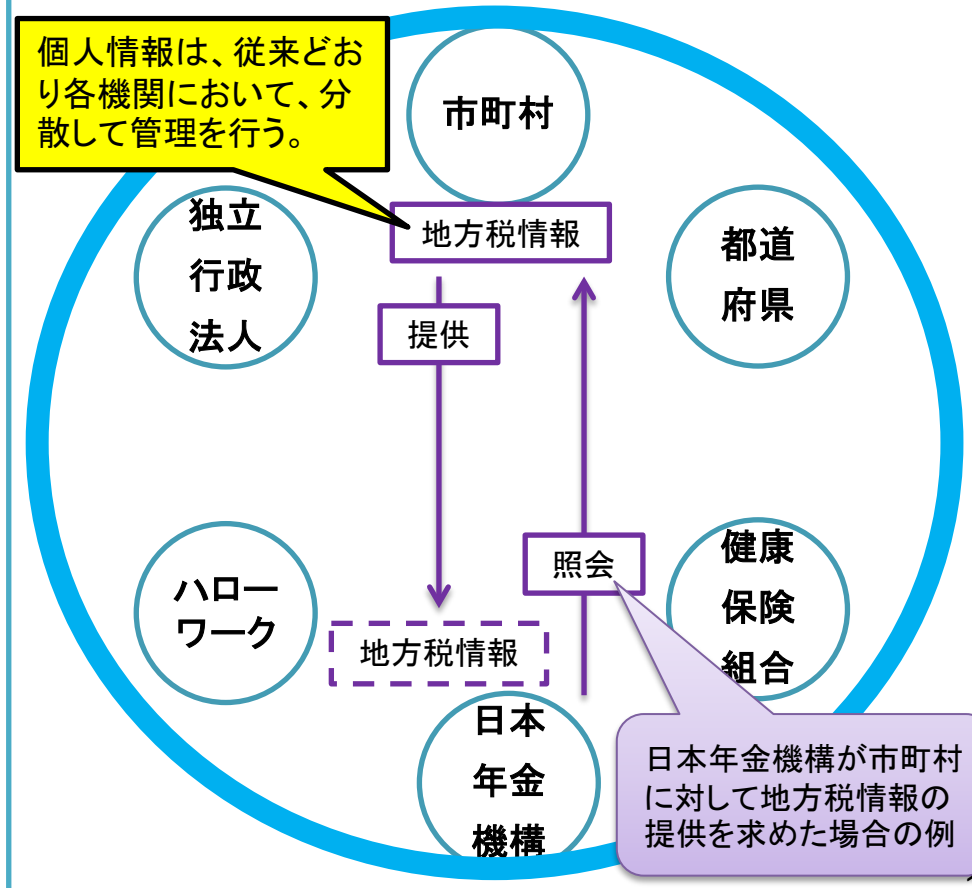
○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるもの○に限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

一元管理



個人情報を、特定の機関が保有する中央のデータベース等に集約し、一元的に管理を行う。

分散管理



特定個人情報保護委員会

※設置時期→2014年(平成26年)1月1日

任務

個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制

(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)

○委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)

○任期5年・国会同意人事



主な所掌事務



監視・監督

- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令(命令違反には罰則)
- 求報告・立入検査(検査妨害には罰則)
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

特定個人情報保護評価に関すること

- 特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
- 評価書の承認

広報・啓発

特定個人情報の保護についての広報・啓発

苦情処理

苦情の申出についてのもあつせん

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

監視・監督

指針

評価書

広報・啓発

あつせん

苦情

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理大臣

特定個人情報保護評価

行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関など）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該**特定個人情報ファイル**を保有する前に、**特定個人情報保護評価**を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条第1項）

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。
- 具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、**自ら所定の様式の評価書に記載し、公表する**もの。

特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有する業務・システム

罰則の強化

	番号法			同種法令における類似規定の罰則			
	条項	行為	法定刑	行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	67条	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 or 200万以下の罰金 or 併科	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—	
2	68条	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役 or 150万以下の罰金 or 併科	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	
3	69条	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	70条	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役 or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・クレジットカード番号について) 3年以下の懲役 or 50万以下の罰金
5	71条	国の機関の職員等が、 職権を濫用して 特定個人情報 ^{が記録された文書等を収集}	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—	
6	72条	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役 or 30万以下の罰金	
7	73条	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	
8	74条	委員会による検査等に際し 、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	75条	偽りその他 不正の手段により個人番号カード・通知カードを取得	6月以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について(案)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
番号法			H27.10~		
				H28.1~	
					H29.1~
機構法	H26.4.1~	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関)	機構		
			個人番号の住民票への記載		
	本人確認情報(住民票コード)の提供		本人確認情報(個人番号)の提供		
	住基カードの交付		住基カードの経過措置		
				情報連携関連規定	
公的個人認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関)	機構		
	電子署名		電子署名・電子利用者証明		
			検証者の民間拡大		